

3月15日(水)まで

税の申告はお済みですか

町県民税について

税務課町民税係 ☎ 985-4110

所得税について

松山税務署 ☎ 941-9121

3月の確定申告の相談日程は次のとおりです。期間内に正しい申告を済ませてください。所得税の申告をした人は、町県民税の申告をする必要はありません。

役場申告会場

▶時間 9時～11時30分、13時～16時

▶場所 役場2階大会議室

※ 役場正面玄関は7時30分に開きます。

※ 混雑を回避するため、下表のとおり地区ごとに指定した日に来場してください。

※ 混雑の状況によっては、午前中に受け付けをしても、申告相談の開始が13時以降になることがあります。

期間	混雑予想(※)	指定地区
3/ 1 (水)		上高柳・恵久美 昌農内・西高柳
2 (木)		
3 (金)		
6 (月)		出作・鶴吉 永田・東古泉
7 (火)		
8 (水)		徳丸・中川原 神崎・大溝・横田
9 (木)		
10 (金)		
13 (月)		地区指定なし
14 (火)		
15 (水)		

出張申告会場【各地区の公民館・集会所】

期間	混雑予想	9時～11時30分	混雑予想	13時～16時
3/1 (水)		西古泉		鶴吉
2 (木)		大溝		徳丸
3 (金)		宗意原		北黒田
6 (月)		南黒田		昌農内
7 (火)		新立		西高柳
8 (水)		本村		大間
9 (木)		塩屋		上高柳
10 (金)		筒井	—	—

※混雑予想指数



申告に持参するもの

- ・税務署からの申告書がお知らせはがき(送付されている人だけ)
- ・給与や年金の令和4年分の源泉徴収票
- ・営業、農業、不動産所得がある人は、収支内訳書(収入、経費を必ず集計すること)
- ・社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や支払(控除)証明書
- ・医療費控除の明細書(医療費控除を受ける人だけ)
- ・セルフメディケーション税制の明細書(同税制の適用を受ける人だけ)
- ・本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの(所得税などが還付される場合に必要)
- ・申告者、扶養親族のマイナンバーが確認できるもの
- ・申告者の身元確認ができるもの(運転免許証など)

役場ではできない申告

次の申告は、税務署かe-Taxをご利用ください。

- ・住宅ローン控除1年目の申告
- ・過年分(令和3年分以前)の申告
- ・分離課税の土地建物等や株式等に係る譲渡所得など
- ・分離課税の適用を受ける上場株式などに係る配当所得
- ・分離課税の先物取引に係る雑所得など
- ・分離課税の山林所得
- ・分離課税の退職所得
- ・青色申告
- ・雑損控除申告
- ・亡くなった人の申告(準確定申告)

※ この他にも町で受け付けが難しいと判断した場合は、税務署を案内することがあります。
※ 感染症予防のためにもe-Taxをぜひご利用ください。

申告した所得は大切な資料に

次の申請に必要な、所得証明など各種証明書の基礎となります。

- ・各種健康保険に加入するとき
- ・児童手当を受けるとき
- ・国民年金保険料の納付免除・猶予申請をするとき
- ・保育所の入所申請をするとき
- ・奨学資金の申請をするとき
- ・公営住宅の入居申請をするとき
- ・金融機関などから融資などを受けるとき

税務署での面接相談は事前予約を

3月27日(日)から、所得税、贈与税、個人事業者の消費税や地方消費税に関する面接相談は、事前予約制になります。面接相談を希望する人は、事前に税務署までご連絡ください。